

令和4年4月の法人税務についてのお知らせ

	国 税 の 種 類	納付・提出期限		提出先
1	源泉所得税 (令和4年3月分)	納付期限	令和4年4月11日(月)	税務署
2	法人税・消費税等 (令和4年2月28日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和4年5月2日(月)	税務署
3	法人住民税・法人事業税 (令和4年2月28日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和4年5月2日(月)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和4年8月31日決算法人)	中間申告書の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和4年5月2日(月)	税務署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和4年8月31日決算法人)	中間申告書の提出期限	令和4年5月2日(月)	都道府県知事 ・市町村長

税理士さんの豆知識

免税事業者と優越的地位の濫用

インボイス制度(令和5年10月1日施行)を契機に免税事業者との取引条件を見直すときに独占禁止法上の「権利の濫用」として問題になる場合があります。

独占禁止法第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

不公正な取引方法について独占禁止法第2条第9項第5号で定めています。

独占禁止法第2条9項 この法律において「不公平な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

同 5号 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方に(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その取引の相手方に不利益となるような取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

以上のことから「取引対価の引き下げ」、「商品・役務の成果物の受領拒否、返品」、「協賛金の負担の要請等」、「購入・利用強制」、「取引停止」は問題となる取引行為となります。